

「まごころ遊具」募集要項

1. 「まごころ遊具事業」について

みんなで名古屋の公園を魅力的にしていくため、市民や企業の皆さまから「あたたかいメッセージ付きの遊具」を寄附いただき、公園に新しい遊具を設置するものです。今回の募集では、小さなお子さんが楽しめる「ロッキング遊具」、大人の方を対象とした「健康器具」の寄附を募集します。

遊具には、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園や子供たちへまごころのこもった想いを記します。

2. 次のような方や場面での寄附を想定しています

- *公園を利用する、公園を愛する個人・団体・企業等の皆様から
- *結婚・出産・退職など心に残る人生の記念や思い出に
- *大切な人への感謝を表現するきっかけに
- *企業等の社会貢献活動の一環として

3. 募集概要

(1) 対象公園

名古屋市内 16 区の公園が対象です。各区の主な公園は以下のとおりです。

- 〈千種区〉 千種公園、茶屋ヶ坂公園
- 〈東 区〉 黒門公園、建中寺公園、矢田北公園
- 〈北 区〉 楠公園、すすらん公園、東志賀公園
- 〈西 区〉 幅下公園、押切公園、中浦公園
- 〈中村区〉 牧野公園、上ノ宮公園、日比津公園
- 〈中 区〉 本町公園、千早公園、松原公園、西大須公園
- 〈昭和区〉 吹上公園、北山本町公園
- 〈瑞穂区〉 中根公園、田辺公園、弥富公園
- 〈熱田区〉 船方公園、南郊公園、白鳥公園
- 〈中川区〉 高畑公園、荒子公園、松葉公園
- 〈港 区〉 土古公園、福田公園、稲永東公園
- 〈南 区〉 大江川緑地、道徳公園、白水公園、忠道公園
- 〈守山区〉 白山第一公園、瀬古公園、川田公園
- 〈緑 区〉 神沢南公園、森の里公園、平手南公園
- 〈名東区〉 植園公園、本郷公園、西一社中央公園、猪高緑地
- 〈天白区〉 細口池公園、上八事第三公園、島田高島公園

※ 上記の公園以外での寄附のご希望がありましたら、申し込み窓口までお問合せください。ただし、ご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

(2) ロッキング遊具の種類と価格

ロッキング遊具につきまして以下の名古屋市公式ウェブサイトから確認できます。「まごころ遊具」で検索してください。

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000058272.html>

※ 遊具の価格には、標準設置工事費および消費税が含まれています。

※ こちらに示すほか、名古屋市が指定する他のロッキング遊具のデザインも寄附の対象とします。

(3) 健康器具の種類と価格

その他の健康遊具につきまして以下の名古屋市公式ウェブサイトから確認できます。「まごころ遊具」で検索してください。

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000058272.html>

※ 遊具の価格には、標準設置工事費および消費税が含まれています。

※ こちらに示すほか、名古屋市が指定する他の健康のデザインのデザインも寄附の対象とします。

(4) 記念プレートの仕様と記入例

真ちゅう製で文字はエッチングによる彫り文字で表示します。



プレート：真ちゅう製 幅80mm×高さ50mm

(5) 応募期間

随時募集中

(6) 応募方法

申込書に必要事項を記入のうえ、下記の窓口にご提出ください。

申込書は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

（「まごころ遊具」で検索してください）。

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000058272.html>

また、ファックス・メール・郵送・下記窓口でも配布いたします。

【申込窓口（問い合わせ先）】

名古屋市

緑政土木局 緑地部 緑地利活用課（まごころ遊具担当）

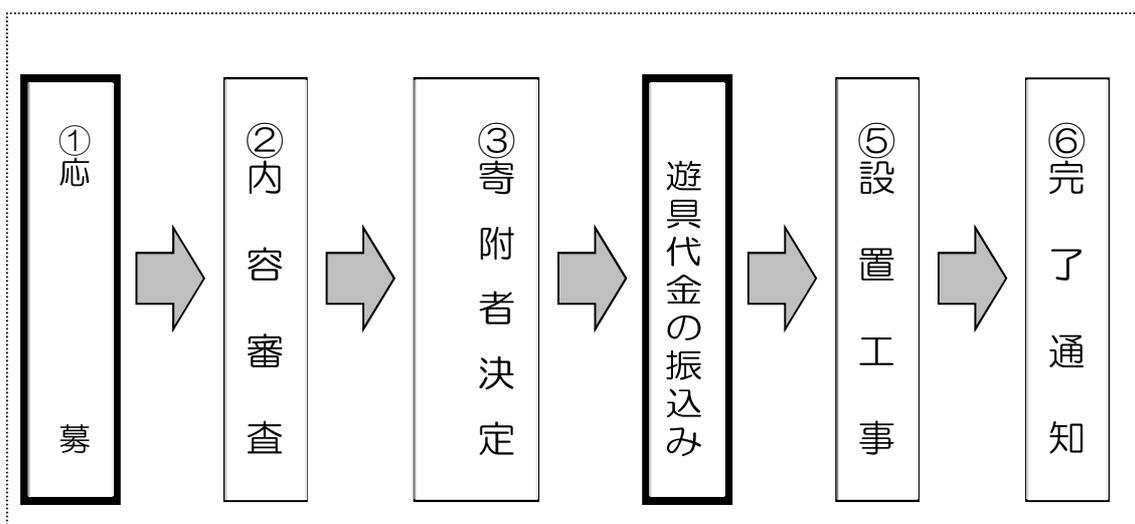
〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号（市役所西庁舎 5 階）

（電話）052-972-2489 （ファックス）052-972-4143

（メール）a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

（7）応募から設置までの流れ



寄附者には、図の①と④の手続きを行っていただきます。

4. その他の注意事項

（1）寄附者等の表示

寄附者名等の表示については、個人名・団体名・企業名・ロゴおよび簡単なメッセージ（商品名は除く）が、8cm×5cmの大きさの金属プレートに表示できます。

ただし、以下が含まれる寄附者名およびメッセージは認められませんので、ご注意ください。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」その他これに類する業者の名称。

イ 名古屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する「暴力団」の名称。

ウ 公園管理者が、当該公園の景観又はイメージにそぐわないと判断する表現。

また、品位にかける表現、個人・団体に対する誹謗・中傷、社会貢献の表現を逸脱した広告に類する表現などふさわしくないと判断されるもの。

エ 商品名等特定の品物の呼称あるいは、政治・宗教を連想させる呼称等。

※表示する寄附者名等については、名古屋市で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

※寄附者名・メッセージ等に著作権等を生じるもの（歌の一節・有名人の名前など）は、寄附者の負担と責任で記載してください。

（２）寄附者の制限

次に掲げる個人、事業者等からの寄附はお受けできません。また、申し込み後にこの事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する「風俗営業」その他これに類する事業者

イ 名古屋市暴力団排除条例第２条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」

（３）財産の帰属等

寄附された遊具は名古屋市に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。ただし、７年経過後老朽化した場合など、管理者が必要と認めた場合は、撤去又は移設することがあります。

（４）設置場所

寄附をしていただく遊具の、当該公園内での設置場所は指定できませんのでご了承ください。

また、応募多数の場合は、申込基数を調整させていただく場合があります。

（５）完了通知

遊具設置後、遊具の位置、写真等を記載した「完了報告書」をお送りします。

（６）遊具のデザイン及び製造・設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力をもとに実施します。遊具の製造・設置についても、同協会が担当しますので、遊具代金の振り込み先は、一般社団法人日本公園施設業協会になります。

（７）寄附金の扱い

原則として、寄附金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。また、一旦振り込まれた寄附金は返金できませんのでご了承ください。